

### 確定申告に関するお知らせ

～パソコンで申告書の作成ができます～  
税理士による無料申告相談

■ 課税課 ☎ (93) 0443

年金受給者や給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます。申し込みは不要です。

■ 日時 1月29日(金) 10:00～16:00(開場 9:45)  
※混雑状況などにより、受付を早めに終了する場合があります。

■ 場所 すこやかセンター2階会議室1

■ 持ち物

- 源泉徴収票など申告に必要な書類 ○印鑑
- マイナンバーに係る本人確認書類 (①マイナンバーカードまたは②通知カードなどの番号確認書類と身元確認書類) の写しなど
- 前年に申告をした人は、前年の申告書などの控え
- 成田税務署からハガキや封書で「確定申告書」や「確定申告のお知らせ」が届いている人は持参してください。
- 成田税務署の申告書作成会場でパソコンによる申告書の作成を行ったことがある人は、そのときの控え
- 医療費控除を受ける人は、事前に「医療費等の明細書」を作成してきてください。申告書や明細書などの様式は、国税庁ホームページで入手できます。

■ 注意事項

- 申告書などの提出のみの場合は、直接税務署に持参するか、郵送で提出してください。
- 用紙の配布のみは行いません。
- 事業所得、農業所得、不動産所得、先物取引に係る雑所得、土地・建物及び株主などの譲渡所得がある場合、損失などの繰越控除がある場合や住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除) 適用初年度の人は参加できません。

### 社会保険料控除用納付額確認書の送付

■ 問い合わせ先

- 国民健康保険税について  
納税課 ☎ (93) 0434 国保年金課 ☎ (93) 4084
- 後期高齢者医療保険料について  
国保年金課 ☎ (93) 4085
- 介護保険料について 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980
- 国民年金保険料について ねんきん加入者ダイヤル  
☎ 0570 (003) 004 / ☎ 03 (6630) 2525

2020年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料が社会保険料控除として所得から控除できます。

次の納付額確認書などが送付されますので、申告時に利用してください。

■ 国民健康保険税納付額確認書・後期高齢者医療保険料納付額確認書・

介護保険料納付額確認書

○市から1月下旬に発送します。

○書類がなくても支払し額を領収証で確認し、申告することができます。

■ 国民年金保険料控除証明書

○日本年金機構から、2月上旬に送付されます。

○年金保険料で社会保険料控除を受けるときは、申告時に証明書または領収証書の添付が義務付けられています。

### 公的年金の源泉徴収票の送付

■ 問い合わせ先

- 常務年金事務所 ☎ 043 (212) 8621
- ねんきんダイヤル ☎ 0570 (05) 1165

老齢(退職)を支給事由とする老齢年金を受けている人に、源泉徴収票が1月下旬頃に送付されます。確定申告する場合に必要ですので、大切に保管してください。

なお、障害年金や遺族年金は非課税ですので、受給者に対する源泉徴収票は送付されません。

■ 確定申告が必要な人

○公的年金収入が400万円を超える

○公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得合計が20万円を超える

○公的年金の源泉徴収票の内容に変更・追加がある(扶養控除や本人控除、社会保険料控除など)

※所得税の確定申告が必要ない人でも、市民税・県民税で各種控除を受ける人は、市民税・県民税の申告が必要です。

### 令和3年度 市民税・県民税の申告受付相談

■ 課税課 ☎ (93) 0443 (土・日曜日、祝日を除く)

■ 日時 2月1日(月)～12日(金) 9:00～12:00 / 13:00～16:00

■ 場所 市役所分庁舎1階会議室

申告が必要な人

令和3年1月1日現在、市内に住んでいた人で、次のいずれかに該当する人

○所得税の確定申告が必要な人が、市民税・県民税で各種控除を受ける

○所得が給与所得のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない

○失業保険、障害年金・遺族年金など、非課税の所得のみで生計を立てている

○所得がなく、別世帯の人の扶養親族になっている

○所得がなく、誰の扶養控除対象にもなっていない

○富里市に住んでいないが、令和3年1月1日現在に事務所・家屋敷のいずれかが富里市内にある

申告が不要な人

○令和2年分の所得税の確定申告をする

○勤務先から給与支払報告書が提出される

○同一世帯の家族の扶養控除対象者になっている

※令和3年度の申告から改正点が多くありますので、申告の際は市ホームページなどを確認して下さい。

### 医療費通知を活用した医療費控除

■ 国保年金課 ☎ (93) 4083

医療費控除をつける場合、医療費控除の明細書の提出が必要ですが、医療費通知を添付することで、その記載を簡略化でき、医療費通知に記載のある医療費の領収書の提出・保存が不要となります。

■ 令和2年度の医療費通知発送月(診療年月)

① 令和2年8月25日発送済み(令和2年1月～5月)

② 1月中旬発送(令和2年6月～10月)

③ 2月中旬発送(令和2年11月)

④ 3月中旬発送(令和2年12月)

※市からは、富里市国民健康保険証で受診した人に送付します。

その他の医療保険者の通知は、各医療保険者に問い合わせてください。

■ 注意事項

○医療費通知に記載のない医療費を申告する場合、その領収書に基づき医療費控除の明細書への記載が必要です。また、その場合は、確定申告をしてから5年間、領収書の保存が必要です。

○医療費助成、出産育児一時金、高額療養費などで自己負担額が異なるときは、その金額を差し引いて申告してください。

### おむつの医療費控除

■ 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

おむね6か月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上おむつ使用が必要な人は、おむつが医療費控除の対象になります。詳しくは問い合わせてください。

■ 対象…次の全ての要件を満たす人

○介護保険の要介護認定を受けている

○「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がB1、B2、C1、C2のいずれか

○主治医意見書において、「尿失禁の可能性」に該当がある

○主治医意見書が、令和2年中または平成31年から令和元年(※)に作成されている ※要介護認定の有効期間が13か月以上の場合

■ 医療費控除をうけるときの必要書類

○おむつ代の領収書

○おむつ使用証明書(医師が発行します。様式は市高齢者福祉課窓口でも配布しています。)

■ 注意事項

○2年目以降の人は、おむつ使用証明書の代わりに「おむつ代に係る医療費控除の申告に関する確認書」を高齢者福祉課窓口で交付していただきます。確認書の交付には要件があります。

○確認書の交付を受けられないときは、おむつ使用証明書を添付して、確定申告をしてください。

### 要介護認定を受けている高齢者の方に「障害者控除対象者認定書」を発行します

■ 申請先 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

市では、要介護認定を受けている人で、一定の判定基準に該当する人に対し、「障害者控除対象者認定書」を発行しています。

この認定書を市民税・県民税や所得税の申告時に提出をすると、身体障害者手帳などを持っている人と同様に障害者控除を受けることができます。

なお、全ての「要介護認定を受けている人」が該当するわけではありませんので、詳しくは問い合わせてください。

■ 対象 次の要件を全て満たす人

○令和2年12月31日時点で65歳以上

○要介護認定を受けていて、下表の判定基準に該当する

■ 持ち物

印鑑、介護保険被保険者証

■ 表1 障害高齢者の日常生活自立度に基づく判定基準

認定区分	障害事由	ランク	判定基準
特別障害者	身体障害者(1・2級)に準ずる	C2	日常生活活動の食事、排泄、着替えのいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、自力で寝返りをうつことなど、ベッド上で常時寝ている
		C1	ベッド上で常時寝ているが、自力で寝返りをうつ体位を変えることができる
		B2	生活の大半をベッド上で過ごし、車いすの移乗や、食事または排泄などについても介護者の援助を要する
		B1	生活の大半をベッド上で過ごす、自力で座位を保ち車いすに移乗し、食事または排泄はベッドから離れて行うことができる
障害者	身体障害者(3～6級)に準ずる	A2	寝たり起きたりなどの状態にはあるもののベッドから離れている時間が長い、介護者がいてまともにしか外出しない
		A1	寝たり起きたりはしているものの食事、排泄、着替え時などはもとより、ベッドから離れている時間が長く、介護者がいればその介助のもと、比較的多く外出する

■ 表2 認知症高齢者の日常生活自立度に基づく判定基準

認定区分	障害事由	ランク	判定基準
特別障害者	知的障害者(重度・最重度)に準ずる	M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする
		IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする
		IIIb	夜間を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする
障害者	知的障害者(軽度・中重度)に準ずる	IIIa	日中を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする
		IIb	家庭内でも、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる
		IIa	家庭外で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる

### 令和3年4月1日から 市税などを取り扱う一部金融機関での業務が変更になります

■ 問い合わせ先

- 納税課 ☎ (93) 0434
- 国保年金課 国保税班 ☎ (93) 4084
- 高齢者医療年金班 ☎ (93) 4085
- 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

令和3年4月1日から、下記の金融機関での業務が変更になります。お手持ちの納付通知書などに、納付場所として記載されている場合でも、令和3年4月1日以降は、納付の取り扱いはできませんので、注意してください。

■ 三菱UFJ銀行

○市税などに係る「店頭収納」を終了します。

○「口座振替」、「ペイジー納付」は、引き続きご利用いただけます。

■ 常陽銀行

○市税などに係る「店頭収納」、「口座振替」、「ペイジー納付」など、

全ての収納業務を終了します。

○引き続き口座振替での納付を希望される場合は、新たに別の金融機関での口座振替の申し込みが必要です。申込方法によっては、開始希望

期の2か月前までの申し込みが必要です。お早めにお申し込みください。

### 自分をまもり、大切な人をまもり、地域と社会をまもるために 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」のインストールはお済みですか？

接触確認アプリ(COCOA)は、厚生労働省が開発した新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです。一人でも多くの方の、接触確認アプリ(COCOA)のインストールをお願いします。

○この接触確認アプリは、利用者本人の同意を前提に、スマートフォンなどの近接通信機能(Bluetooth;ブルートゥース)を利用して、お互いに相手かわからないようプライバシーを確保しつつ、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した場合に通知を受け取ることができるものです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性がわかることで、PCR検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用が増えることで、感染の拡大防止につながることが期待されます。

▼インストールはこちら



■ 健康推進課 ☎ (93) 4121